

【1】 令和8年4月1日 本受付から 新様式で提出ください！！

建築基準法施行規則の一部改正

- ・確認(計変)申請書[第三面]
- ・建築計画概要書 [第二面]

変更部分

削除

欄番号のズレ

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】 ←

【イ.適用の有無】 有 無 ←

【ロ.適用があるときは、その区分】 ←

建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項 ←

その他 ←

【18 18.その他必要な事項】 ←

【20 19.備考】 ←

【電子申請】

第一面タブ→様式
〈2026年4月〉を選択

※3/31以前に作成している場合は、
PDFの出力し直しが必要です。

【ICBAの申プロ】

バージョンアップして、作成

【2】 経過措置を適用して確認済証の交付を受けた建築物

経過措置利用者の方へ

令和8年3月をもって
壁量基準等の経過措置が
終了します

経過措置の終了にあたり

以下の2点にご留意ください

① 経過措置を適用して確認済証の交付を受け、
令和8年3月31日までに着工する建築物
→ 着工後に計画変更する場合は、
改正後の基準への適合を確認する必要があります。

経過措置の適用	確認済証の交付	着工時期	確認済証の交付
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令和8年3月31日以前	適用済
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令和8年3月31日以後	適用済
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令和8年3月31日以前	未適用
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令和8年3月31日以後	未適用

② 経過措置を適用して確認済証の交付を受け、
令和8年4月1日以降に着工される建築物
→ 不測の事態により、やむを得ず令和8年4月1日以降
に着工する場合、検査時、又は着工後に計画変更する
場合の検査時に改正後の基準への適合を確認する必要
があります。

経過措置の適用	確認済証の交付	着工時期	確認済証の交付
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令和8年4月1日以前	適用済
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令和8年4月1日以後	適用済
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令和8年4月1日以前	未適用
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令和8年4月1日以後	未適用

○令和8年3月31日までに着工する建築物

着工後に計画変更する場合は、
改正前又は改正後の基準への適合を確認します。

○令和8年4月1日以降に着工する建築物

経過措置の適用 (=改正前) はできません。
新基準 (=改正後) での適合を確認します。

《ご不明点はすぐにご相談ください》 ※以下のタイミングで審査します。

着工前速やかに、『追加審査』

着工前に計画変更がある場合は、『計画変更』



詳細は、国交省HP

(一財)岩手県建築住宅センター 確認評価局 確認検査部

令和8年3月をもって 壁量基準等の経過措置が 終了します

経過措置の終了にあたり

以下の **2** 点にご留意ください

- 1** 経過措置を適用して確認済証の交付を受け、
令和8年3月31日までに着工する建築物
➔ 着工後に計画変更する場合は、その審査時に改正前又は改正後の基準への適合を確認する必要があります。

令和8年4月1日		壁量基準等への適合の確認等について
	<ul style="list-style-type: none"> 完了検査時に改正前の壁量基準等への適合を検査 	
	<ul style="list-style-type: none"> 計画変更の審査時に改正前又は改正後の壁量基準等への適合を確認 完了検査時に計画変更時に適用した壁量基準等への適合を検査 	

- 2** 経過措置を適用して確認済証の交付を受け、
令和8年4月1日以降に着工される建築物
➔ 不測の事態により、やむを得ず令和8年4月1日以降に着工する場合、検査時、又は着工後に計画変更する場合の審査時に改正後の基準への適合を確認する必要があります。

令和8年4月1日		壁量基準等への適合の確認等について
	<ul style="list-style-type: none"> 完了検査時に改正後の壁量基準等への適合を検査 	
	<ul style="list-style-type: none"> 計画変更の審査時に改正後の壁量基準等への適合を確認 完了検査時に改正後の壁量基準等への適合を検査 	

※壁量基準等の経過措置について

建築確認・検査の対象となる建築物の規模の見直しに伴い、構造関係規定のうち、令第43条第1項による柱の小径の基準と令第46条第4項による壁量の基準について、改正後の建築確認・検査の円滑化を図る観点から、改正法の施行後1年間（令和8年3月31日まで）に着工するもので、延べ面積が300㎡以内の旧4号建築物について、改正令等による改正前の基準によることができるとする経過措置を設けています。